

平成14年12月 3日

監査事務局長 様

水道局長
(財務課)

平成12年度包括外部監査結果等に基づく措置について (回答)

平成14年11月25日付けで依頼のあった件について、別紙のとおり回答します。

意見に対する対応状況報告書

対象局・部・課	水道局 企画総務課
結果等報告年月日	平成 14年 12月 3日
<p>[監査の意見内容]</p> <p>土地、建物の有効利用</p> <p>水道局基町庁舎</p> <p>基町庁舎内は一層有効活用できるスペースがあり、今後、これらのスペースをどのように活用していくかが課題であり、コスト意識をもって、一層積極的な有効活用を検討することが必要である。</p>	
<p>[対応状況]</p> <p>執務スペースの有効活用については、平成15年4月から、旧市内に点在している4つの営業所を基町庁舎に統合し、庁舎の有効活用を図ることとしている。</p> <p>1階の市民ロビーの活用については、水道事業に関する啓発を中心に、「太田川源流の森」を紹介したパネルを展示、また、広島水道の歴史等を紹介した水道ミニ資料館として活用するとともに、市の関係部局と連携して、市民・団体からの水に関する活動を紹介したパネル等を展示するなど、その活用を広げている。</p>	
措置・改善等の通知予定	平成 14年 12月 3日

監査の意見に対する対応状況報告書

対象局・部・課	水道局 財務課
意見等報告年月日	平成 14年 12月 3日
<p>〔監査の結果内容〕</p> <p>貯蔵品の管理状況</p> <p style="margin-left: 2em;">在庫が滞留していることは、その分だけ余計に在庫スペースが必要になる。手持在庫を圧縮することにより南千田西町をはじめとする貯蔵品置場が有効に活用され、くわえて管理コストも削減できると思料されるので、改めて見直しをする必要がある。</p>	
<p>〔対応状況〕</p> <p style="margin-left: 2em;">貯蔵品の品目ごとの適正在庫数量などを定めた「工事用材料に係る貯蔵品管理手引書」を作成し、平成14年度から、当該手引書に基づき、適正な貯蔵品の管理に努めることとした。</p>	
措置・改善等の通知予定	平成 14年 12月 3日

意見に対する対応状況報告書

対象局・部・課	水道局 財務課
結果等報告年月日	平成 14年 12月 3日
<p>〔監査の意見内容〕</p> <p>引当金の会計処理</p> <p style="padding-left: 20px;">退職給与引当金</p> <p>退職給与引当金の計上については、総務省の見解等を参考にし、現在の職員の年齢構成等を加味して、合理的な金額を引き当てる会計方針を確立し、退職金支給に係る債務は時の経過とともに発生していることから、每期継続的に引き当てていく必要がある。ちなみに平成11年末現在で、全職員の自己都合による退職手当は105億7,804万円である。また、決算報告書において、退職給与引当の会計方針を注記することも市民への情報開示として重要であるものと考え</p> <p>る。</p> <p>なお、現在引当金計上されている1,057万2千円の退職給与引当金は、引当金の計上に係る会計方針が明確になっていない現状では、全額取り崩して特別利益に計上するのも一法であろう。</p>	
<p>〔対応状況〕</p> <p>退職給与引当金については、「広島市水道局退職給与引当金要綱」を制定し、毎期継続的かつ合理的な引当処理を行うこととし、平成14年度から、平均定年退職者数に係る退職給与金と各年の定年退職者に係る退職給与金の差額を引き当て、又は、取り崩すこととした。</p> <p>なお、現在引当金計上されている退職給与引当金についても、当該要綱に基づき、引き当て、又は、取り崩すこととする。</p>	
措置・改善等の通知予定	平成 14年 12月 3日

意見に対する対応状況報告書

対象局・部・課	水道局 財務課
結果等報告年月日	平成 14年 12月 3日
<p>[監査の意見内容]</p> <p>引当金の会計処理</p> <p>修繕引当金</p> <p>毎年の経常的な修繕に対しては、各年度の予算により手当することが適当である。大規模かつ定期的な修繕が行われた実績がなく、かつ、将来においても大規模かつ定期的な修繕の計画がない現況では、修繕引当金そのものを設定することは適当ではないものとする。</p> <p>なお、現在引当計上されている12億5,442万9千円の修繕引当金は、引当金計上時に明確な基準にしたがって計上されているものとは判断しがたいので、全額取り崩して特別利益に計上することが望まれる。</p>	
<p>[対応状況]</p> <p>修繕引当金については、その必要性が薄れていることから、これを廃止し、平成15年3月31日に、全額取り崩し特別利益に計上することとした。</p>	
措置・改善等の通知予定	平成 14年 12月 3日

意見に対する対応状況報告書

対象局・部・課	水道局 人事課
結果等報告年月日	平成 14年 12月 3日
<p>〔監査の意見内容〕</p> <p>特殊勤務手当の支給状況</p> <p>企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 8 条において、「特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない」と認められるものに従事する職員に対して支給する。」と定めている。「著しく」との文言は、程度がはなはだしいことが明らかな場合に用いられる表現であり、基町庁舎内に勤務することがこれに該当するかどうか支給実態と条例の文言との整合を図る必要がある。</p>	
<p>〔対応状況〕</p> <p>作業手当の支給については、条例及び規程に基づいた適法かつ適正な手当であると認識している。</p> <p>また、定期的に他都市の支給実態等の調査・研究を行い、支給額等についても作業実態に応じたランクを設けるなど、社会経済情勢の変化に伴う見直しにより支給根拠の明確化を図っていく。</p>	
措置・改善等の通知予定	平成 14年 12月 3日

意見に対する対応状況報告書

対象局・部・課	水道局 企画総務課
結果等報告年月日	平成 14年 12月 3日
<p>〔監査の意見内容〕</p> <p>財団法人広島市水道サービス公社</p> <p style="padding-left: 20px;">財団法人広島市水道サービス公社への業務委託</p> <p>水道局から公社への委託業務については、委託元である水道局から委託先である公社へ派遣された職員が行うものが含まれている。公社の設立目的及び契約履行の確実性などを考慮した上で、水道局自らが行う業務、公社に委託する業務、公社以外の第三者へ委託する業務を再検討することが望まれる。</p>	
<p>〔対応状況〕</p> <p>水道法改正にともない、高い技術力を要する第三者へ業務を委託できるような制度となった。現在、当該制度の円滑な運用を図るため、厚生労働省が委託業務の整理・分類、委託者・受託者の責任分担等について、具体的な運用ガイドラインを策定中であり、業務委託の見直しについては、今後、このガイドラインを参考とし総合的に検討を行う。</p>	
措置・改善等の通知予定	平成 14年 12月 3日